

SHINGEN EXPO ネーミングライツスポンサー募集広告

1 募集の目的

山梨県では、第53回信玄公祭りにおいて実施する「SHINGEN EXPO」のさらなる魅力向上及び内容充実を図るとともに、新たな財源の確保により持続可能なイベント運営を推進するため、ネーミングライツスポンサーを募集します。

スポンサー企業等には、イベント名称への愛称付与権のほか、会場での企業PR機会等を提供し、企業の認知度向上、ブランド価値向上及び地域貢献活動の推進に資する機会を創出します。

2 本イベントについて

(1) 概要

①SHINGEN EXPOは、第53回信玄公祭りのコンセプトである「平和の祭典として、地域に新たな価値や交流が生まれる祭り」を実現するための取り組みとして実施する特別イベントです。

②信玄公祭りの新たな魅力創出を図るとともに、「地域交流」、「子ども交流」、「国際交流」を促進し、「県全体の祭り」として県内外へ山梨の魅力を発信します。

(2) 開催日時

令和9年4月3日（土） 10時から17時まで（予定）

(3) 会場

山梨県庁前庭、こうふ亀屋座

(4) 主な実施内容（予定）

①地域交流

県内市町村による魅力発信ブース

- ・県産果実を活用したスイーツ
- ・日本酒・ワイン等の県産酒類
- ・市町村観光PR
- ・特産品紹介

など、テーマ別に山梨の魅力を発信します。

②子ども交流

親子や子ども同士が楽しみながら参加できる体験型コンテンツを実施します。

③国際交流

姉妹友好地域や戦略的互惠関係地域等の文化紹介や交流イベントを実施します。

④伝統文化の発信

こうふ亀屋座において県内各地の伝統芸能を披露します。

⑤県施策PR

水素事業をはじめとする山梨県の先進的な取り組みを紹介するブースを設置します。

3 前回開催実績

第 52 回信玄公祭りにおいて初めて開催した SHINGEN EXPO は次のとおり。その他クイズラリー等を実施しました。

ステージイベント



地域交流ブース（県内 27 市町村が出展）



国際交流企画



ご当地キャラクターイベント



4 スポンサーが得られる特典

- (1) スポンサーは、対象事業に企業名、商品名又はブランド名等を冠した愛称を付することができる。
- (2) スポンサーは、契約金額（ネーミングライツ料）を県に支払うものとする。
- (3) 県は、契約期間中、ホームページ、チラシその他広報媒体において愛称を使用する。
- (4) 県は、原則として、ネーミングライツ料を当該事業に関する費用の一部に充てるものとする。
- (5) ソフト事業へのネーミングライツの付与期間は、契約締結日から事業が終了する日までの期間とする。
- (6) 希望に応じて、当日の企業 PR ブースの設置ができる。
- (7) 希望に応じて、ステージでの企業 PR ができる。
- (8) 県は、契約締結後、スポンサー名、愛称及び契約期間等を公表する。

5 募集の概要

(1) 対象企業

SHINGEN EXPO のネーミングライツスポンサー企業としてふさわしい資力及び信用を備える者として次の条件全てを満たす法人とする。

ア 政治団体、宗教団体及び公職にある者がその役員である団体のいずれにも該当しないこと。

イ 納付すべき税金又は納入すべき納入金に未納がないこと。

ウ 山梨県広告事業掲載基準第2に掲げるものに該当しないこと。

山梨県広告事業掲載基準（抜粋）

第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 次のいずれかに該当すると認めるに足る相当の理由のあるもの

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。
ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等

⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(5) たばこに係るもの

(6) ギャンブルに係るもの

(7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの

(8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

(9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの

(10) 県の指名停止措置を受けているもの

(11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの

(12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの

② 興信所・探偵事務所等に関するもの

(2) ネーミングライツ対象事業

- ① 名 称 SHINGEN EXPO
- ② 開催時期 令和9年4月3日(土) 10時～17時00分予定
- ③ 開催場所 山梨県庁前庭、こうふ亀屋座
- ④ 来場者実績 約8,000人(令和8年度実績)

(3) ネーミングライツ料

60万円以上

※ 消費税及び地方消費税は、別途御負担いただきます。

※ 具体的な金額提示をしてください。

※ 単位は10万円とします。

〔例〕80万円、100万円、130万円

(4) 契約期間(愛称使用期間)

契約締結日～令和9年4月3日

※ なお、スポンサー愛称は、令和9年4月3日に開催するSHINGEN EXPOの広報及び実施に関する媒体に使用するものとします。

(5) 命名条件等

①愛称表示内容

ネーミングライツスポンサー企業は、応募した事業に企業名や商品名を付した愛称を命名することができます。ただし、付与できるのは企業名、商号及び商品名とし、愛称の一部に応募事業名を使用することを条件とします。

〔例〕「SHINGEN EXPO supported by ○○社」、「○○ presents SHINGEN EXPO」など

※ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。

※ 具体的な愛称は協議のうえ、決定します。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、原則として次のとおりとします。なお、詳細については、双方協議の上、契約書等に定めるものとします。

区 分	ネーミングライツ スポンサー企業	県
県が作成するホームページ及び印刷物		○

※その他の費用負担については、県と協議の上、決定します。

(7) 愛称の普及

県は、ネーミングライツスポンサー企業の決定について、マスコミに公表するとともに、各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年10月29日(木)から令和8年11月30日(月)まで

※ 申請書類は、募集期間中(土日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに(4)に定める提出先まで提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、この

場合は、募集期間の最終日までの消印があるものに限り有効とします。

(2) 申込書類

- ア SHINGEN EXPO ネーミングライツスポンサー申込書（様式1）
- イ 暴力団との関係についての申立書（様式2）
- ウ 法人等の概要がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- エ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書（その3の3））
- オ 山梨県が交付する県税に未納がない旨の証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- キ 社会貢献に対する「支援の実績」及び「今後の計画」（任意様式）
- ク 応募事業に関連する内容の取り組みで、企業として行っているもの（任意様式）
 - ※ ア～キの書類は提出必須、クの書類は該当の取り組みを行っている場合のみご提出ください。
 - ※ 証明書等については発行日から3か月以内のもの

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部を御提出ください。

(4) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1（別館2階）
山梨県観光文化・スポーツ部観光振興グループ

(5) 留意事項

- ア 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ウ 申込書類等は返却しません。
- エ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を御提出してください。

5 選定方法・選定基準等

(1) 選定方法

実施要綱に基づき設置する「広告審査委員会」において、応募者の状況、愛称、応募条件を総合的に審査の上点数を付与し、最高点を得た者を最終的に県がネーミングライツスポンサー企業として決定します。なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。

審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準（配点の6割）に満たない場合は、ネーミングライツスポンサー企業を選定しないことがあります。

また、審査の結果最高点を得た者が複数いるときは、広告審査委員会で再協議を行い、選定した者を県がネーミングライツスポンサーとして決定します。

(2) 選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	・ 応募理由 ・ 企業の事業内容 ・ 社会貢献に対する理解度、貢献度	30点
愛称	・ 親しみやすさ、呼びやすさ ・ 事業のイメージに合っているか	10点
応募条件	・ 応募価格	60点
合 計		100点

(3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。併せて選定されたネーミングライツスポンサー企業及び愛称を県ホームページ等で公表します。

(4) 契約の締結

ネーミングライツスポンサー企業の決定後、県とネーミングライツスポンサー企業との間でネーミングライツに関する契約を締結します

(5) 契約の解除

ネーミングライツスポンサー企業の信用失墜行為により、県が契約を継続しがたいと判断した場合、県は契約を解除できるものとします。

(6) 情報の公開

応募内容及び選定結果等については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、原則、開示対象となります。

6 問い合わせ先

担 当：山梨県観光文化・スポーツ部観光振興グループ 中澤
電 話：055-223-1557（直通）